

# ムスリムとハラール認証

応用技術課 上野 義栄

ムスリムと呼ばれるイスラーム教徒は、ハラールな食品を食べることが求められています。ハラール食品については厳格な規定があり、特に加工食品では一見ただけではハラール食品であるかの区別がつきません。その為、ハラール食品を示すハラール認証があります。国内ではインバウンドの増加に伴い、ムスリムの訪日客も増えています。また、イスラーム圏への輸出食品にはハラール認証が必要な場合もあります。ハラールとハラール認証の概要について、紹介します。

## ハラールとは

「ハラール(Halal)」とは、「合法」や「許された」を意味するアラビア語で、シャリーア(イスラーム法)で合法と判断されるもので、ムスリムはハラールな食品でないと安心して食べることができません。

## ハラールとハラーム

「ハラール」に対して「ハラーム(Haram)」は、「不法」や「禁じられた」ものを表し、シャリーアで不法と判断されるものです。

シャリーアにはハラームな食品が書かれており、ハラーム以外の食品がハラールな食品になります。代表的なハラーム食品には、豚肉や血、アルコール(酒)などがあります。一方、野菜や穀物、果物などの植物性食品、魚などがハラール食品になります。また、牛肉や鶏肉などもシャリーアに則って適切に屠畜することが求められます。主なハラール食品とハラーム食品を表1に示します。

表1 ハラールとハラーム食品の分類

	ハラール	ハラーム	宗派、法学派によって解釈が異なる食品
植物性の食品	穀物、野菜、果物など		
動物性の食品	牛*、羊*、鶏*、卵、ミルクなど	豚、血液	
動物性の海産物	鱈のある魚		鯨、ウナギ、エビ、タコ、イカ、貝
その他		酒	

\* イスラーム法に則ってハラールな種類の動物を屠畜した肉

## 宗派や法学派による解釈の違い

イスラーム教にはシーア派とスンナ派(スンニー派)があり、更にそれぞれの宗派に様々な法学派があります。これらの宗派や法学派によって、「ハラール」と「ハラーム」に対する解釈が異なる部分があります。例えば、魚介類では鱈のある魚がハラール食品であることは共通していますが、鱈の無いウナギやイカ、タコ、エビ、貝などは宗派や法学派によって解釈が異なります。また、個人によっても解釈が異なることがあります。

## ハラール認証

現在、ハラール認証に関する国際的統一規格はなく、イスラーム圏の国や地域ごとに認証機関があります。また、認証機関は、国家的機関、宗教機関、NPO、営利企業など様々です。イスラーム圏への輸出時に取得するハラール認証は、輸出先の認証機関か国内にある公認認証機関(表2)に申請します。

ハラール認証を得るためには、ハラールな食品というだけでなく、HACCPやISO22000などの認証を得ているか、または同等の衛生管理がされていることが必要です。また、ハラームなものも完全に分離されていることも求められますので、ハラームな食品も製造されている場合は、製造ラインを完全に分けることも必要です。

### 参考文献

- 1) 阿良田 麻里子, 食のハラール入門 今日からできるムスリム対応, 講談社サイエンティフィック(2018)
- 2) ハラール調査～農林水産物・食品の輸出と海外のハラール産業政策動向, JETRO(2018)

表2 国内ハラール認証機関

	マレーシア	インドネシア	シンガポール	アラブ首長国連邦(UAE)
	JAKIM公認	MUI公認	MUIS公認	公認
宗教法人日本ムスリム協会(JMA)	○	○	○	
NPO法人日本ハラール協会(JHA)	○		○	○
宗教法人日本イスラーム文化センター(JIT)	○			○
NPO法人日本アジアハラール協会(NAHA)	○		○	
ムスリム・プロフェッショナル・ジャパン協会(MPJA)	○	○		
エミレーツ・ハラールセンター(EHC)				○

出典 ハラール食品輸出に向けた「手引き」(更新版)、農林水産省(H30)